

生活保護受給者医療扶助の指定難病公費助成振替に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく特定医療費受給者のうち、生活保護受給者について、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）に基づく医療扶助助成から難病法に基づく特定医療費助成への公費の振替に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 前条の公費振替については、生活保護受給者が難病法に基づく特定医療費の支給申請日から特定医療費（指定難病）受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受ける日まで、各区保健福祉センター社会援護課が生活保護法に基づく医療扶助により給付を行った場合等において、当該医療扶助が指定難病にかかる医療扶助であることが第5条の規定による請求書類により確認されたときは、法第4条第2項に規定する保護の補足性により、難病法に基づく特定医療費により公費の振替を行う。

(例外)

第3条 受給者証の交付日以降の医療費については、原則として難病法に基づく特定医療費により公費助成されるが、生活保護受給者が指定医療機関で受診する際、当該受給者証の提示を怠ったと認められる場合は、難病法に基づく特定医療費の公費助成が適用されないため、法に基づく医療扶助により対応するものとする。

(請求)

第4条 生活保護受給者は、特定医療費助成の公費の振替請求をするときは、生活保護法に基づく医療扶助の特定医療費への振替にかかる医療費証明書（様式1。以下「証明書」という。）の必要事項を記載し、各区保健福祉センター社会援護課長へ提出するものとする。

2 各区保健福祉センター社会援護課長は、前項の規定により生活保護受給者から証明書が提出されたときは、証明書に記載すべき事項を記載し、証明を行った上で、該当する診療報酬明細書（複写したものには原本証明を要す。）を添付するとともに、集計一覧表（様式2）を作成し、保護課長へ提出するものとする。

3 保護課長は、前項の規定により各区保健福祉センター社会援護課長から証明書、診療報酬明細書及び集計一覧表が提出されたときは、振替請求書（様式3）を作成し、各区保健福祉センター社会援護課長から提出された書類とともに健康支援課長へ提出し、請求するものとする。

(支払)

第5条 健康支援課長は、前条第3項の規定による請求があったときは、これを審査したのち、原則として翌々月末までに支出を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月1日から施行する。